

令和 6 年 2 月 20 日

太子町長 沖汐 守彦 様

太子町保健福祉審議会
会長 塚 本 俊 博

「太子町障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）」について（答申）

令和 5 年 8 月 24 日付け太社福第 1154 号で諮問のあった「太子町障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）」について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、全員一致を持って下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1 はじめに

本審議会では、諮問を受けた「太子町障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）」について、次のとおり審議を行った。

2 審議経過

本会議に諮問された「太子町障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）」（案）について、これまでの障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況、ならびに障害福祉サービス等の動向や障害者総合支援法等を踏まえ、本町の障害福祉の方向性が示された内容であり、適当であると判断する。

なお、会議として、次のとおり意見を付する。

（障害者計画）

- ・障害者等が災害時に安全安心に避難できるよう、平常時から関係機関と密な連携を図られたい。

（障害福祉計画）

- ・入院等から地域生活へ移行する際、地域全体で障害者の生活を支えることができるよう、サービス提供体制の整備を図られたい。
- ・家族のケアを担う子ども等を地域で支えるため、相談支援等を強化されたい。
- ・意思疎通を図ることに支障がある障害者等の日常生活を支えることができるよう、手話奉仕員養成研修を一層充実させられたい。

（障害児福祉計画）

- ・児童が健やかに育つよう、関係機関が連携を図り、支援体制の構築に努められたい。